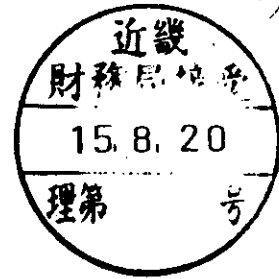


00395QTD

322002

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【提出書類】 変更報告書 No.5

【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】 近畿財務局長

【氏名又は名称】 株式会社 リそなホールディングス  
代表執行役社長 川田 憲治

【住所又は本店所在地】 大阪市中央区備後町2丁目2番1号

【報告義務発生日】 平成15年8月14日

【提出日】 平成15年8月20日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 3名

【提出形態】 連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	タツタ電線 株式会社
会社コード	5809
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	〒578-8585 大阪府東大阪市岩田町2-3-1

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者)／1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社 リそな銀行
住所又は本店所在地	〒541-0051 大阪市中央区備後町2丁目2番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	大正7年5月15日
代表者氏名	野村 正朗
代表者役職	代表執行役頭取
事業内容	1. 預金又は定期預金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引 2. 債務の保証又は手形の受入れ その他1の銀行業務に付随する業務 3. 国債、地方債、政府保証債に係る引受、募集又は売出しの取扱、売買その他業務 4. 信託業務 5. その他法律により銀行又は信託会社が営むことのできる業務 6. その他1～5の業務に付帯又は関連する事項

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大阪市中央区備後町2丁目2番1号 株式会社 リそなホールディングス リスク統括部 池田
電話番号	06-6268-7400

#### (2)【保有目的】

\* 共同保有者に該当しなくなったもの  
政策投資目的で保有していたもの

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	18,855		0
(内、優先株式)	0		0
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	0	I
(内、旧転換社債券)	0	—	0
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 18,855	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数)(M+N+O-P)	Q 18,855		
保有潜在株式の数(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年8月14日現在)	S 73,236,394
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.03
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	0.09

## (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成15年7月2日	株券	1,823,000	処分	
平成15年7月3日	株券	2,000	処分	
平成15年7月4日	株券	12,000	処分	
平成15年7月7日	株券	27,000	処分	
平成15年7月8日	株券	9,000	処分	
平成15年7月10日	株券	10,000	処分	
平成15年7月11日	株券	9,000	処分	
平成15年7月14日	株券	7,000	処分	
平成15年7月15日	株券	6,000	処分	
平成15年7月18日	株券	10,000	処分	
平成15年7月22日	株券	1,000	処分	
平成15年7月23日	株券	4,000	処分	
平成15年7月24日	株券	10,000	処分	
平成15年7月25日	株券	5,000	処分	
平成15年7月28日	株券	8,000	処分	
平成15年7月29日	株券	106,000	処分	



(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

*該当無し
-------

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	2,432
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	2,432

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者)ノ2】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	りそな信託銀行 株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8110 東京都千代田区大手町2丁目1番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	平成13年12月10日
代表者氏名	新井 信彦
代表者役職	取締役社長
事業内容	信託業務(年金・法人信託に係る資産運用、制度設計・管理、コンサルティング等)

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大阪府中央区備後町2丁目2番1号 株式会社 りそなホールディングス リスク統括部 池田
電話番号	06-6268-7400

#### (2)【保有目的】

信託業務に係る受託資産として保有
------------------



(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

*該当無し
-------

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	28,438
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	193,000株を会社分割により取得。
取得資金合計(千円)(T+U+V)	28,438

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者)／3】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(特別法人)
氏名又は名称	預金保険機構
住所又は本店所在地	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和46年7月1日
代表者氏名	松田 昇
代表者役職	理事長
事業内容	1. 保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助、預金等債権の買取りに関する業務 2. 金融整理管財人(含む管財人代理)、承継銀行の経営管理、金融危機への対応のための業務 3. 立入検査、健全金融機関等からの資産買取り、金融機関の株式等の引受(資本増強)に関する業務 4. 整理回収機構への指導及び助言並びに債権者の財産調査、経営者等の責任追及に関する業務

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	預金保険機構 総務部 業務管理室 前川 義扶
電話番号	03-3212-6029

#### (2)【保有目的】

<p>1. 特別公的管理銀行であった株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社 新生銀行)の発行株式をニュー・LTCB パートナーズ・CVIに譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。</p> <p>2. 特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社 あおぞら銀行)の発行株式をソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社及びその他の金融機関等に譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。</p>
---



(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

\* 預金保険機構(以下 預保という)と株式会社新生銀行(旧長期信用銀行。以下「新生銀行」という)との間に、平成12年2月24日付けの以下を内容とする契約が存在する(1,965,400株)。

1. 新生銀行からの株式の買取は、預保が新生信託銀行に設定した信託の信託財産として、新生信託銀行が新生銀行より譲り受ける方法によるものとする。

2. 平成12年3月1日から5年後の応当日までは、預保は当該株式を新生銀行の同意なく売却しない。また同期間、新生銀行は株式の買戻しを行うことが出来る。但し、預保は当該売戻しにより損が発生する場合、売戻さないことを選択できる。

3. 株式の譲渡人である新生銀行から新生信託銀行への譲渡及び信託財産であることの登録、表示又は記載を省略する。

4. 預保は新生銀行に信託株式の議決権の一切の行使を委ねることを承認する。

\* 預金保険機構(以下 預保という)と株式会社あおぞら銀行(旧日本債券信用銀行。以下「あおぞら銀行」という)との間に、平成12年8月31日付けの以下を内容とする契約が存在する(1,380,000株)。

1. あおぞら銀行からの株式の買取は、預保があおぞら信託銀行に設定した信託の信託財産として、あおぞら信託銀行があおぞら銀行より譲り受ける方法によるものとする。

2. 平成12年9月1日から5年間、預保が当該株式を売却しようとする場合、あおぞら銀行は第一優先購入権(預保にとって最も有利な第三者からの購入申込と同一条件による購入権)を有する。また平成12年9月1日から5年以内であれば、あおぞら銀行は当該株式の買戻しを求めることが出来る。但し、預保は当該売戻しにより損失が発生する場合、売戻さないことを選択できる。

3. 株式の譲渡人であるあおぞら銀行からあおぞら信託銀行への譲渡及び信託財産であることの登録、表示又は記載を省略する。

4. 預保はあおぞら銀行に信託株式の議決権の一切の行使を委ねることを承認する。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	294,810
借入金額計(U)(千円)	253,920
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	548,730

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1		その他の金融機関			1	253,920
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社 りそな銀行
- (2) りそな信託銀行 株式会社
- (3) 預金保険機構
- (4) \_\_\_\_\_
- (5) \_\_\_\_\_
- (6) \_\_\_\_\_
- (7) \_\_\_\_\_
- (8) \_\_\_\_\_
- (9) \_\_\_\_\_
- (10) \_\_\_\_\_

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0		3,780,400
(内、優先株式)	0		0
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
(内、旧転換社債券)	0	—	0
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 3,780,400
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 3,780,400		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年8月14日現在)	S 73,236,394
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	5.16
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	5.25

# 委 任 状

平成 15 年 7 月 7 日

住 所 大阪市中央区備後町 2 丁目 2 番 1 号

名 称 株式会社 りそな銀行  
代表執行役頭取 野村 正朝



私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任致します。

## 記

1. 日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書および届出書の作成及び提出並びに写しの送付に関する一切の件

住 所 大阪市中央区備後町 2 丁目 2 番 1 号

名 称 株式会社 りそなホールディングス

# 委 任 状

平成 15 年 7 月 1 日

住 所 東京都千代田区大手町2丁目1番1号

名 称 りそな信託銀行株式会社  
取締役社長 新井 信彦



私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任致します。

## 記

1. 日本国における証券取引法第二章の三 「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書および届出書の作成及び提出並びに写しの送付に関する一切の件

住 所 大阪市中央区備後町2丁目2番1号

名 称 株式会社 りそなホールディングス

# 委 任 状

平成 15年 7月 3日

住所又は

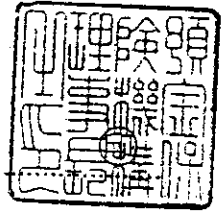
本店所在地 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

氏名又は

預金保険機構

名 称

理事長 松田 昇



私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

## 記

1. 代理人の住所又は

本店所在地 大阪市備後町二丁目2番1号

2. 代理人の氏名又は

名 称 株式会社 りそなホールディングス